

アンテナショップ催事出展支援金実施要領

第1 趣旨

この要領は、アンテナショップ催事出展支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 交付対象者

- 1 要綱第2条の事業者とは以下のいずれかとする。
 - (1) 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者
 - (2) 概ね常時使用する従業員の数が20人以下の食品製造事業者、生産加工グループ、民芸事業者（特定非営利活動法人などの事業者若しくは個人事業主を含む）
- 2 要綱第3条第2項の地方公共団体等とは、地方公共団体及び独立行政法人並びに地方独立行政法人とする。
- 3 同一の事業者による申請は、同一年度において2回を限度とする。

第3 交付要件

- 1 出展日数の算定は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 同一の事業者が、初めの催事から次の催事までの間の中7日以内に開催する場合は、異なる催事であっても催事日数を通算するものとする。
 - (2) 初めの催事を終えた翌日から7日を超えた日以降の開催であれば、同一の事業者による同一の催事は異なる催事として扱い、催事日数を通算しないものとする。
- 2 従業員等の算定については、以下に掲げるとおりとする。
 - (1) 算定対象となる出展に従事する者（以下、「従事者」という。）は、経営者、役員、及び従業員（パートタイマー労働者、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、家内労働従事者及び出向者を含む。）とし、出展に従事させるために鳥取県内から派遣した者に限ることとする。
 - (2) 従事者の人数は、出展する催事1件につき1日当たり2人を限度とする。なお、出展の期間中に従事者が交代した場合でも、算定に係る催事日数を通算するものとする。

また、同一の催事に複数の事業者が出展する場合、本支援金の対象として算定することができる従事者の人数は、1事業者当たり1人を限度とする。ただし、アンテナショップ1Fプロモーションゾーンで複数の事業者が出展する場合は、1事業者当たり1人までかつ3事業者までを限度とする。
 - (3) チャレンジ商品制度と併用する場合については、従事者のうち1人分を要綱別表下段に掲げるチャレンジ商品区分の単価により算定することができる。なお、複数の者が出展に従事した場合であって、チャレンジ商品制度と併用した場合であって、その従事日数が異なる場合は、従事日数が多い方について当該単価を適用するものとする。

第4 その他

- (1) 要綱様式第1号中に定めるその他東京本部長が必要と認める書類は、催事の4日前以降に発行された鳥取県内発の旅費に係る領収書等の写しを原則とし、当該写しの提出が出来ない場合は住所地を証する書類とする。

(2) 第3の2(2)の後段に記載する3事業者までの申請については、出展者間での協議によることとする。

(3) やむを得ない事情がある場合を除き、アンテナショップの営業時間内に6時間以上出展した場合に助成するものとする。なお、「やむを得ない事情」とは、出展に従事する従業員等の急な体調不良その他出展する事業者及び従業員等の責に帰すべき事情以外の事情とする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。